

入 札 説 明 書

茨城県自然博物館屋上防水改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年10月16日

2 担当部局

〒306-0622

茨城県坂東市大崎700

ミュージアムパーク茨城県自然博物館 管理課

電話 0297-38-2000

FAX 0297-38-1999

3 入札対象工事

(1) 工 事 名 自然博物館屋上防水改修工事

(2) 工事場所 茨城県坂東市大崎700

(3) 工事概要 屋上防水改修工事 一式

(4) 工 期 120日間

4 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。

(3) 防水工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、境工事事務所、常総工事事務所、筑西土木事務所、竜ヶ崎工事事務所又は土浦土木事務所の管内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく主たる営業所(本店)があること。

(4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。

ア 防水工事について、建設業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 直接的な雇用関係がある者であること。

エ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所専任技術者でないこと。ただし、営業所の専任技術者であっても、以下の条件をいずれも満たす者に限り、配置予定技術者とすることを認める。

- ・ 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所(建設業の許可を受けている営業所)に属する営業所の専任技術者であること。
- ・ 属する営業所が、本工事箇所と同一の市町村(坂東市)内にあること。

なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工

事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務に従事できることを申請者が証したものと見なす。

オ 現在、他の工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本工事の契約時に配置できること。

カ 本工事における配置予定技術者を申請時で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

（５）契約締結日において、１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定した者を除く。）

（７）入札に参加する者が競争参加資格確認の申請を行う日から開札予定日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（８）茨城県暴力団排除条例（平成２２年茨城県条例第３６号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。

５ 設計業務等の受託者等

該当なし

６ 資料の提出、入札及び届出の方法

この工事は、資料の提出、入札及び届出は書面により行う。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。（電子入札システムによる資料の受付及び入札は行わない。）

７ 入札説明書等の閲覧期間及び場所

以下のとおりとし、２の担当部局における閲覧は実施しない。

（１）茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

公告の日から令和８年１１月１１日（水）まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

８ 入札説明書等に関する質問

（１）入札説明書、設計図書等に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き質問書（別添様式）を持参、郵送、ファクシミリにより行うこと。

ア 質問書の受付日時

公告の日から令和８年１０月２７日（火）午後５時まで必着

イ 書面の提出先

2の担当部局に同じ。

(2) 質問に対する回答の閲覧期間及び場所

ア 期 間

令和8年10月30日（金）から令和8年11月11日（水）まで

イ 場 所

茨城県物品役務入札情報サービス（回答がある場合は発注情報に掲載する。）

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

9 競争参加資格の確認等

(1) この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（様式第2号。以下「資料」という。）各1部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

また、電子契約を希望する者は別添「電子契約用メールアドレス確認書（建設工事・建設コンサルタント業務用）」に、電子契約用のメールアドレス等を記入し提出すること。

ア 申請書及び資料の受付期限

a 持参

令和8年11月4日（水）午後5時まで必着

（休館日である月曜日（その日が休日となるときは、その翌日）を除く。）

b 郵送

令和8年11月4日（水）午後5時まで必着

イ 提出先

2の担当部局に同じ。

ウ 申請書及び資料の作成説明会

実施しない。

エ 申請書及び資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

オ 郵送による場合の申請書は、別添（郵送による書面の提出方法）により提出すること。

(2) 競争参加資格確認通知書は次のとおり交付する。なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒及び切手（110円）を添えて申請すること。

ア 交付期間 令和8年11月6日（金）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 2の担当部局に同じ

(3) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日から令和8年11月10日（火）までに2の担当部局に書面により行わなければならない。

(4) 受付期限までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

(5) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

10 現場説明会

実施しない。ただし、予め2の担当部局の承諾を得て現場調査を行うことは可能とする。

11 競争入札執行（開札）の日時及び場所

（1）日 時

令和8年11月11日（水）午前11時から

（2）場 所

ミュージアムパーク茨城県自然博物館 会議室

13 予定価格

35,266,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

14 最低制限価格

設定する。

15 入札方法等

（1）入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

（2）入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（3）入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

（4）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

（5）入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また入札金額の記入ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

（6）入札執行回数は、1回とする。

（7）入札に当たっては、次の書類を提出すること。

- ・競争参加資格確認通知書の写し
- ・入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）
- ・工事費内訳書（別記作成例に準じ作成するもの）
- ・委任状（入札参加者が代理人の場合）

（8）入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

16 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

17 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消し認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

18 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。財務規則第 138 条第 2 項第 3 号及び茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年茨城県規則第 69 号。以下「工事執行規則」という。）第 4 条第 2 項に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

19 請負契約書作成

建設工事請負契約書（工事執行規則様式第 2 号）により、契約書を作成するものとする。

ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。

- (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から 5 日以内（土日及び休日を含まない。）に発注機関へ電子メールで送付すること。

なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに発注機関まで申し出る
こと。

- (2) 契約締結決議終了後、発注機関からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。

なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認する
こと。

茨城県土木部監理課建設業担当ホームページメニューURL：

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupei-jimenu.html>

20 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち 4 割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(1) 又は (2) については、いずれか一方のみを請求できるものとする。

21 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名のない場合

ウ 入札書を 2 通以上提出した場合

エ 他の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした場合

オ 代理人が署名又は記名のある委任状を持参しない場合

カ 工事費内訳書を提出しなかった場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において 4 に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

22 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする（(3) に該当する者を除く）。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする（(3) に該当する者を除く）。

(2) 落札となるべき同一の金額の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者とししない。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数。消費税等額抜き）を入札書に記載すること。

(5) 入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額を

もって、申込みがあったものとする。

23 火災保険付保の要否

要

24 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

25 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4（2）に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、9により申請書及び資料を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

26 その他

（1）この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書を開札日時までに提出すること。

いずれの書面についても郵送（書留郵便に限る。）による場合には紙媒体を提出すること。なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2の担当部局に電話による連絡をし、押印済みの取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。

（2）病休、死亡、退職等極めて特別な場合の他は技術者の交替は認められない。

なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、4（5）の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

（3）提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。

（4）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては指名停止措置を行うことがある。

（5）電子契約については、別添「立会人型電子契約の利用について」を参照すること。